

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】販路拡大・海外展開 (P1~7)

- 商品の魅力を「最大限」に伝えるパッケージデザインの募集 ..... 経済産業局
- 平成28年度「地域・まちなか商業活性化事業(地域商業自立促進事業)」の3次募集【NEW】 ..... 経済産業局
- 平成28年度第2次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募開始【NEW】 ..... 経済産業局
- 海外おみやげ宅配便 ~ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス ..... 開発局
- HOP1 ECサイト ~ 香港・シンガポール向けインターネット販売 ..... 開発局
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【NEW】 ..... 北海道
- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施 ..... 北海道

## 【2】融資 (P8~11)

- 平成28年8月の大雨等被害に係る中小企業向け融資制度 ..... 北海道
- 北海道の中小企業向け融資制度 ..... 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内 ..... 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 ..... 北海道

## 【3】雇用の確保 (P12~16)

- キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正について ..... 労働局
- 暴風雨及び豪雨(8/16~9/1)による災害に伴う雇用調整助成金の特例 ..... 労働局
- 労働移動支援助成金の拡充について ..... 労働局
- 「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内 ..... 中小企業総合支援センター
- 北海道などで応援企業認定のご案内 ..... 北海道

## 【4】人材育成 (P17~22)

- 第7回「ものづくり日本大賞」の募集開始 ..... 経済産業局
- 12月~1月開講講座のご案内【更新】 ..... 中小企業大学旭川校
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成29年度訓練生募集 ..... 北海道
- 能力開発セミナー(12-2月開講予定)のご案内【更新】 ..... 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 ..... 労働局・北海道他

## 【5】各種相談 (P23~24)

- 平成28年台風10号に係る被災中小企業・小規模事業者対策について ..... 経済産業局
- 平成28年度8月の大雨等被害に係る中小企業向け相談室のご案内 ..... 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内【再掲】 ..... 北海道

## 【6】イベント・セミナー (P25~27)

- BCPセミナーを開催します~緊急時事態に備える事業継続計画~【NEW】 ..... 経済産業局
- 「海外進出知財リスク対策セミナー&個別相談会」の開催 ..... 経済産業局
- 「全国キャラバン! 食の発掘商談会in札幌」の開催 ..... 北海道

## 【7】その他 (P28~32)

- 平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」【NEW】 ..... 経済産業局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ ..... 労働局
- 企業主導型保育事業のお知らせ(3次募集) ..... 北海道
- 第10次北海道職業能力開発計画(素案)に対する意見募集【NEW】 ..... 北海道
- 「北の四大学ビジネスプラン発表会」の開催【NEW】 ..... 北海道

**商品の魅力を「最大限」に伝えるパッケージデザインを募集します**

～ デザインで北海道のおいしいを、もっと伝える パッケージデザイン展 2016 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人に知ってもらい、「デザインで北海道のおいしいを、もっと伝えるパッケージデザイン展 2016」を開催します。

開催にあたって、今回の公募ではデザインの対象商品を公開して、全国のデザイナー・学生等からパッケージデザイン作品を募集します。

応募作品は、デザインの専門家による審査会を行い、優秀作品を選定・表彰し、札幌と函館で開催するパッケージデザイン展で展示します。

【更新】 エントリー期間を延長しました。

**◆募集要項**

デザインの対象は、以下の9社9商品の中から自由にお選びください。  
複数商品へのエントリーが可能です。

- 『紅一点田園江別 味噌』岩田醸造(株) (札幌市)
- 『サッポロ黒大豆 素焼黒豆』池田食品(株) (札幌市)
- 『しばれ生ハム』札幌バルナバフーズ(株) (札幌市)
- 『Beko 倶楽部オリジナルビーフハンバーグ』(株)ホクビー (石狩市)
- 『生パウンド』(株)もりもと (千歳市)
- 『えぞ熊笹そば』北海道熊笹本舗(有) (登別市)
- 『羅臼産時鮭生とろフレーク』カネサン佐藤 (羅臼町)
- 『鮭スティック』(株)江戸屋 (帯広市)
- 『北海道銘菓 きびだんご』(株)天狗堂宝船 (七飯町)

**◆募集期間**

平成28年10月14日(金)～平成28年12月5日(月)

※事前にエントリーをお願いします。

エントリー期間：平成28年10月14日(金)～平成28年12月5日(月)

**◆賞の設定**

- グランプリ 1作品 [賞状・記念品]
- 優秀賞 8作品 [賞状・記念品]
- 審査委員賞 3作品 [賞状]
- 入選 10作品 [賞状]

※作品応募者は、展示会においてビジネスカードを設置・配付することができます。

応募方法、募集要項等の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161014/index.htm>

平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の  
3 次募集を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、3 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う、以下の 6 つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的とします。

<支援対象分野>

(1)少子・高齢化 (2)地域交流 (3)新陳代謝 (4)構造改善 (5)外国人対応 (6)地域資源活用

※本募集は、平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 28 年政令第 309 号）において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条に規定する措置の適用を受けた区域（北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町）に立地する商店街等向けの募集です。

◆補助対象事業及び補助対象事業者

【自立促進支援事業】

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る事業。

なお、当該事業に合わせて、平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害からの復旧を行う事業についても補助対象とします。

【補助対象者】

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 28 年政令第 309 号）において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条に規定する措置の適用を受けた区域（北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町）に立地する商店街組織及び民間事業者との連携体

【補助額】 上限額 1 億円、下限額 30 万円

【補助率】 2/3 以内

◆応募締切：平成 28 年 12 月 5 日（月）

応募方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20161107/index.htm>

## 平成 28 年度第 2 次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

日本商工会議所及び全国商工会連合会では、平成 28 年度第 2 次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募を開始しました。

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

### ◆募集類型

募集開始はいずれも平成 28 年 11 月 4 日（金）からですが、締切は、類型によって異なりますのでご注意ください。

#### ◇一般型

【対象者】全国の小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／50 万円、100 万円（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策）、500 万円（複数の事業者が連携した共同事業）

【公募締切】平成 29 年 1 月 27 日（金）※当日消印有効

#### ◇台風激甚災害対策型

【対象者】北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町に所在する台風第 7 号、台風第 11 号、台風第 9 号及び台風第 10 号の影響を受けた小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／100 万円、1,000 万円（複数の事業者が連携した共同事業）

【公募締切】1 次締切：平成 28 年 12 月 2 日（金）※当日消印有効

2 次締切：平成 29 年 1 月 27 日（金）※当日消印有効

※1 次締切の採択事業者は平成 28 年 8 月 31 日以降に発生した費用が補助対象となります。

#### ◇熊本地震対策型

【対象者】熊本県全域及び大分県の一部地域（別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町のみ）、由布市、九重町、玖珠町）に所在する平成 28 年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／200 万円、2,000 万円（複数の事業者が連携した共同事業）

【公募期間】1 次締切：平成 28 年 11 月 25 日（金）※当日消印有効

2 次締切：平成 29 年 1 月 27 日（金）※当日消印有効

公募要項等、その他詳細に関しては当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161107/index.htm>

### ◆申請・問い合わせ先

申請に際しては、最寄りの商工会議所又は商工会による確認が必要となります。

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

TEL：03-6447-0820 [9:30～12:00、13:00～17:30／土日祝日、年末年始除く]

北海道商工会連合会

TEL：011-251-0102 [9:00～12:00、13:00～17:30／土日祝日、年末年始除く]

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。  
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。  
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)  
香港、台湾 5kg 以内…7,000円 10kg 以内… 9,000円 15kg 以内… 11,000円  
シンガポール、マレーシア 5kg 以内…11,000円 10kg 以内…14,000円 15kg 以内… 17,000円  
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内  
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります  
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります  
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなら

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

重量	香港/台湾	シンガポール	重量	香港/台湾	シンガポール	重量	香港/台湾	シンガポール
5kg 以内	7,000円	11,000円	10kg 以内	9,000円	14,000円	15kg 以内	11,000円	17,000円
※送料は別途別途として別途(商品代金+宅配便利用料金)×30%となります。シンガポールは付加価値税として別途(商品代金+宅配便利用料金)×7%が必要となります。								
5kgの商品を配達する際の例(冷蔵品2kgの場合)			10kgの商品を配達する際の例(冷蔵品5kgの場合)			15kgの商品を配達する際の例(冷蔵品7.5kgの場合)		
商品代金	10,800円	10,800円	商品代金	10,800円	10,800円	商品代金	10,800円	10,800円
HOP1利用料	7,580円	7,580円	HOP1利用料	7,580円	7,580円	HOP1利用料	7,580円	7,580円
消費税	18,360円	18,360円	消費税	5,508円	5,508円	消費税	1,588円	1,588円
合計			合計	23,888円	23,888円	合計	24,268円	24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

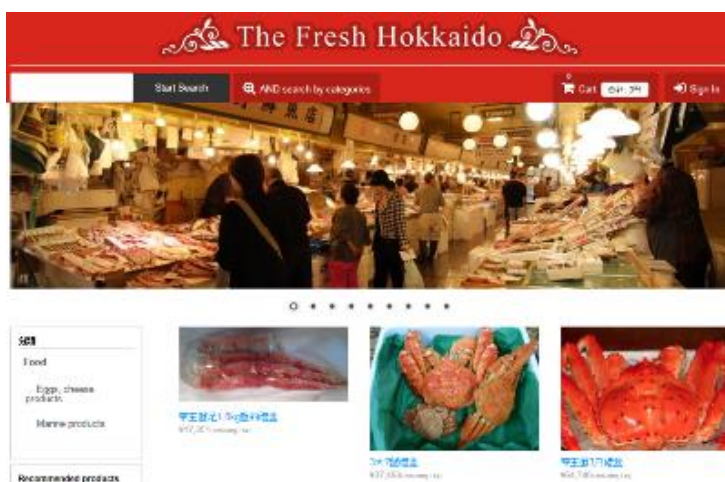
その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。  
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円  
・月額手数料 2,000円  
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)  
※以下はオプションです。  
・商品撮影1カット 3,000円～  
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

【新規】（北海道）

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業

等



ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155      ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.aff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.aff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138（直通）

## 海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ：<http://www.h-food.or.jp/>)

### ◆実施事業・主な事業内容

#### 【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)

#### 【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・道内普及啓発セミナーの開催

#### 【新規市場食需要開拓推進事業(イスラム圏販路開拓)】

- ・道内アドバイザー(中東担当)の配置
- ・テスト輸出の実施(UAE)
- ・現地商談会・プロモーションの開催(UAE)
- ・道内セミナーの開催(道内6地域)

### ◆問い合わせ先

受託者：(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者：北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))



平成28年8月の大雨等により影響を受けている  
中小企業向け融資制度

(北海道)

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 【認定要件】 ・指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ・平成28年台風10号に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること ＜指定地域＞ 上川：南富良野町 十勝：帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 ＜指定期間＞平成28年8月30日～平成28年12月15日
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間 5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_28oome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_28oome.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等		
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け  
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 なお、平成28年9月29日付けで認定基準が緩和され、売上高等の比較にあたっては、これまでの前年に加え、前々年との比較が可能となりました。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年又は前々年同期比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年又は前々年同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。</li> <li>申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。</li> </ul>			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正等について

(北海道労働局)

キャリアアップ助成金処遇改善コース(賃金規定等改定)は、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に、対象労働者数に応じて、事業主を助成する制度です。

## ○ すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人 :10万円(7.5万円) 4人～6人:20万円(15万円)  
7人～10人:30万円(20万円) 11人～100人:1人当たり3万円(2万円)

## ○ 一部(雇用形態・職種別等)の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人:5万円(3.5万円) 4人～6人:10万円(7.5万円)  
7人～10人:15万円(10万円) 11人～100人:1人当たり1.5万円(1万円)

◆職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)を加算

◆( )は中小企業以外の額です

## より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日～)

## ○ キャリアアップ計画書の提出期限の緩和(人材育成コースは、従前のおり訓練開始日の前日の1か月前まで)

「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。

## ○ 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

## ○ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「賃金規定等の増額分には、最低賃金額の公示日以降、公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日の前日までは、最低賃金額までの増額分を含めてよいこと」に変更しました。

## 中小企業に対する加算措置の創設

## ○ 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合、上記現行制度の助成額に加算されます。

1人当たり 14,250円(※18,000円)を加算(すべての賃金規定等改定の場合)

1人当たり 7,600円(※9,600円)を加算(一部の賃金規定等改定の場合)

(※)申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

## ○ 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

◆当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

## 平成28年10月の改正について

キャリアアップ助成金処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)は、有期契約労働者等の労働時間を延長し社会保険を適用した場合に事業主を助成する制度で、平成28年10月から次のとおり拡充しています。

## ○ 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険を適用した場合

1人当たり 20万円(15万円)

## ○ 処遇改善コース(賃金規定等改定)と併せて新たに社会保険を適用した労働者の手取り収入が減少しない※ように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

1時間以上:1人当たり 4万円(3万円) 2時間以上:1人当たり 8万円(6万円)

3時間以上:1人当たり12万円(9万円) 4時間以上:1人当たり16万円(12万円)

(※)延長時間数に応じて以下のとおり延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。

1時間以上:13%以上昇給 2時間以上:8%以上昇給 3時間以上:3%以上昇給 4時間以上:2%以上昇給

◆( )は中小企業以外の額です

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-9071  
◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う

雇用調整助成金の特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

今般、激甚災害として指定された、「平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、本災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等の雇用調整を行わざるを得ない事業主に対し、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

## 1 要件緩和

### <現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 **3 か月**間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

### <特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 **1 か月**間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

## 2 遡及適用

平成 28 年 8 月 16 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 12 月 22 日までに提出があったものについては、**事前に届け出られたものとする。**

※本災害の影響による「経済上の理由」とは例えば以下のような場合が該当します。

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、今回の雇用調整助成金の特例措置の利用に当たってのご相談等については北海道労働局または最寄りのハローワークまでご相談ください。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

労働移動支援助成金の拡充について【平成28年10月19日付け制度改正】 (北海道労働局)

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金について、平成28年10月19日付けで制度改正が行われ、下記のとおり新たな支援メニューが新設されたほか、助成額が引き上げられるなど、助成内容が拡充されました。

助成金種別	改正内容																														
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><b>&lt;再就職支援(再就職実現分)の拡充&gt;</b>  再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者が訓練を実施した際の助成(訓練加算)の拡充  【改正前】6万円/月(最大3か月分)→【改正後】<b>訓練実施費用×2/3(上限30万円)</b>  支給対象となる訓練時間の見直し  【改正前】訓練時間が1か月以上であり、各月あたり50時間以上の訓練であること  →【改正後】総訓練時間数が10時間以上の訓練であること</p> <p><b>&lt;教育訓練施設等が実施する訓練への助成(職業訓練実施支援)の新設&gt;</b>  再就職のための訓練を教育訓練施設等への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の一部を助成するもの  【助成内容】<b>訓練実施費用×2/3(上限30万円)</b>  【対象となる訓練内容】  ・総訓練時間数が10時間以上の訓練であること(Off-JTのみ)  ・以下の(a)のみ、または(a)と(b)の組み合わせにより実施するもの  (a)再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るもの  (b)キャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るもの  * (a)と(b)の組み合わせの場合、(b)の割合が全体の5割以下であること  ※これらの改正内容は平成28年10月19日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。</p>																														
受入れ人材育成支援奨励金	<p>受入れ人材育成支援奨励金は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れを行った場合の助成(早期雇入れ支援)と、雇入れた労働者に対し職業訓練を行った場合の助成(人材育成支援)があり、いずれも労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><b>&lt;早期雇入れ支援の拡充&gt;</b>  「優遇助成」に該当する場合の助成額の引き上げ  【改正前】  通常：支給対象者1名あたり：30万円  優遇助成：支給対象者1名あたり：40万円  【改正後】  通常：支給対象者1名あたり：30万円(変更なし)  <b>優遇助成：支給対象者1名あたり：80万円(40万円×2回)</b>  ※改正後の助成額は平成28年10月19日以降の雇入れの場合に適用されます。</p> <p><b>&lt;人材育成支援の拡充&gt;</b>  訓練実施1時間あたりの助成額を引き上げるとともに「優遇助成」を新設  【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="459 1541 1289 1653"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td colspan="2">800円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td colspan="2">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="459 1675 1289 1792"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>通常助成</th> <th>優遇助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td>800円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正後の助成額は平成28年10月19日以降に提出された職業訓練計画より対象となります。  ●「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>			助成額		Off-JT	賃金助成	800円		経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	700円				通常助成	優遇助成	Off-JT	賃金助成	900円	1,000円	経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	800円	900円
		助成額																													
Off-JT	賃金助成	800円																													
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	700円																													
		通常助成	優遇助成																												
Off-JT	賃金助成	900円	1,000円																												
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	800円	900円																												

- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

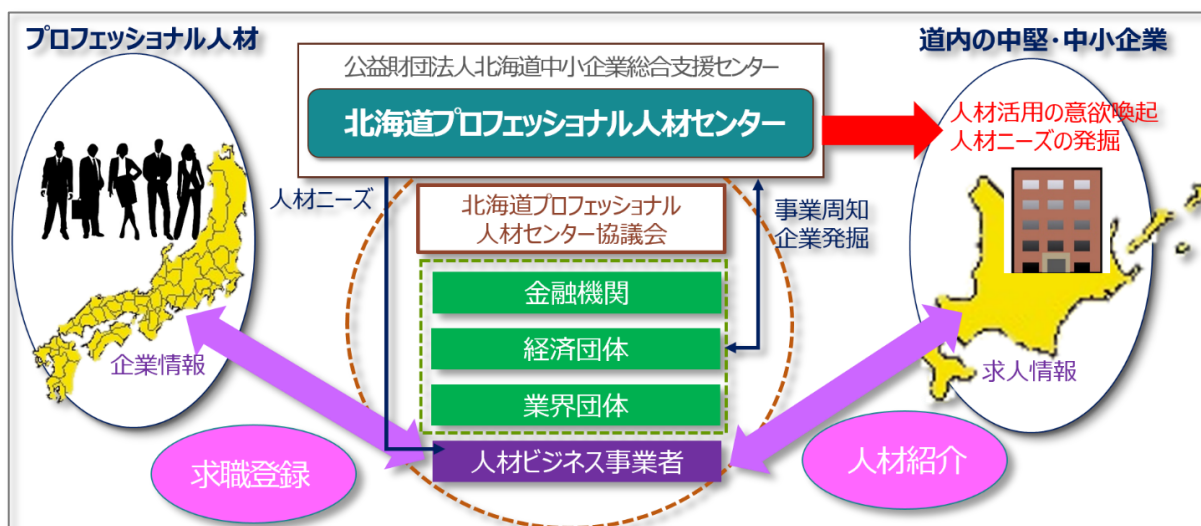
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道より北海道プロフェッショナル人材センター事業の委託を受け、当センター内に「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置しています。

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、戦略マネージャーが中心となり、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードすることができるプロフェッショナル人材の活用を促し、採用をサポートします。



◆プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性の向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことを称します。

◆業務内容

- ① 企業訪問等によりプロフェッショナル人材活用による経営改善等の意欲を喚起します。
- ② プロフェッショナル人材活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。
- ③ プロフェッショナル人材の活用事例等を発表するセミナーを開催します。
- ④ 金融機関、商工団体、民間の人材ビジネス事業者等との連携のための地域協議会を開催します。

◆事業の流れ

- ① 潜在成長力への気づき  
北海道プロフェッショナル人材センターでは、以下のようなアプローチを通し、地域企業の経営者の皆様との対話を通じて「攻めの経営」への転換を後押しします。  
●企業の相談対応 ●企業への訪問 ●関係機関との連携 ●セミナー・イベント
- ② プロフェッショナル人材活用の提案  
人材活用の提案により、プロフェッショナル人材活用の意欲喚起を図ります。
- ③ 人材ニーズの具体化とマッチング  
具体化した人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り次ぐとともに、企業の経営者からの相談等へ対応します。
- ④ フォローアップ  
プロフェッショナル人材の採用後も、関係機関や人材ビジネス事業者と連携してフォローアップを行います。

◆戦略マネージャー・サブマネージャー

- 戦略マネージャー 堀 敦志
- サブマネージャー 熊田 広宣

◆相談窓口

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター内  
TEL : 011-232-2002 FAX : 011-232-2011  
E-mail : pro-jinzai@hsc.or.jp URL : http://pro-jinzai-hokkaido.jp/  
月曜日～金曜日 (8:45～17:30) ※祝祭日、年末年始を除く



## 女性の活躍推進に取り組む企業を

「北海道なでしこ応援企業」として認定しています

(北海道)

北海道では、女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の能力発揮や職域拡大、さらに子育て支援に積極的に取り組んでいる道内企業を「北海道なでしこ応援企業」として認定しています。

認定企業は様々な優遇が受けられます。ぜひ、ご申請ください。

### ◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

#### ・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

#### ・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

#### ・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

### ◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
  - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
  - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
  - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された『女性の活躍応援自主宣言』の募集についてに基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
  - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

### ◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

### ◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ

TEL:011-204-5354(直通) / FAX:011-232-0159

第7回「ものづくり日本大賞」の募集を開始します  
～ 今年は新部門を設立 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省は、国土交通省、厚生労働省、文部科学省と連携して、ものづくりの第一線で活躍する方々を顕彰する内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」を実施しています。

平成28年9月30日(金)より、経済産業省では第7回「ものづくり日本大賞」の受賞候補者の募集を開始します。

◆事業概要

内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」は、我が国の産業・文化を支えてきたものづくりを継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知っていただくことを目的とする顕彰制度です。

平成17年の制度創設後、隔年で実施しており、今回で第7回を迎えます。

◆募集部門

経済産業省では、以下の5部門について、受賞候補者の募集を行います。

◇産業・社会を支えるものづくり

- ・製造・生産プロセス部門
- ・製品・技術開発部門
- ・伝統技術の応用部門
- ・「ものづくり+(プラス)企業」部門

◇ものづくりの将来を担う高度な技術・技能

- ・人材育成支援部門

◆応募締切：平成28年12月18日(日)必着

※応募は候補者本人が行うのではなく、候補者を推薦する方が申請してください。

※受賞者の発表、表彰式は平成29年秋頃を予定しています。

応募方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/monojapan\\_7th/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/monojapan_7th/index.htm)



中小企業大学校旭川校 12月～1月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年12月～1月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

校外セミナー 札幌開催

No.502 海外展開・取引のためのビジネス構想力講座

環太平洋パートナーシップ(TTP)交渉が合意され、協定国間での人、モノ、資本等の自由化が進むことで、新たなビジネスチャンスが生まれるとともに、既存の枠組みでのビジネスには見直しが迫られる可能性があります。この研修では、TTP合意事項のポイントとその影響について理解を深めるとともに、TTP発効を見据えたビジネス構想(ビジネスモデル)の基本的な考え方について、事例と演習を交えて学びます。※TPPだけでなく、EPAやFTAなど貿易協定のメリットとチャンスについて理解する内容です。

- ◆実施期間 12月5日(月)～6日(火)2日間
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者、実務に携わる方
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 株式会社グローバル・ビズ・ゲート代表取締役 池田 隆行氏  
日本テピア株式会社 テピア総合研究所 副所長 石毛 寛人氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095260.html>

No.22 戦略思考と意思決定力レベルアップ講座

～経営シミュレーションで磨く、競争市場における経営感覚～

経営シミュレーションを通じて、先行き不透明な環境下にあっても中小企業の経営管理者・リーダーが戦略思考を養い、経営数字を把握し、迅速な意思決定を行うといったバランスの取れた経営感覚・経営管理能力を身につけることを目的とします。

- ◆この研修のポイント
- 1. 経営シミュレーション「マネジメントゲーム」を通じて計数管理力や意思決定などの経営感覚・経営管理力を磨きます。
- 2. 経理や財務の知識が無くても、演習と解説とを通じてキャッシュフロー経営を学ぶことが出来ます。
- 3. 2日目は演習時間が夜間まで続きますので、大学校へのご宿泊をお勧めいたします。
- ◆実施期間 1月23日(月)～25日(水)3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者。(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ビジネス・マネジメント・ネットワーク 代表 高橋 茂人氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095251.html>

No.23 わが社の業務改革推進講座

～利益を生み出す業務プロセスの革新をめざして！～

業務改革の様々な手法を理解し、現場主義の業務改革を企業に定着させ、組織活性化を図るためのノウハウを学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 経営分析の手法学び自社を分析します。
2. 自社の経営戦略企画書を作成します。
3. 業務改革推進プランを作成します。

◆実施期間 1月26日(木)～27日(金)/2月23日(木)～24日(金)/3月16日(木)～17日(金)延べ6日間

◆研修時間 42時間

◆対象者 経営幹部・管理者(候補者)

◆受講料 58,000円(税込)

◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部 裕樹氏  
有限会社B・Pサポート 代表取締役 田坂 和夫

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095252.html>

校外セミナー 札幌開催

No.504 経営に活かす会計情報活用法

～厳しい時代を勝ち抜く会計実務～儲かるしくみと資金計画～

儲ける経営、お金を生む経営のための会計情報の見方と経営活動での活用法をわかりやすく説明し、特に昨今の経済情勢に対応した売上予算の作成、利益・資金計画の策定に役立つ内容を実践的に学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 管理会計の基本的事項について、しっかり学ぶことができます。
2. 損益分岐点を実務に活用する方法について、わかりやすく学びます。
3. 売上予算、次年度利益計画、次年度資金計画の策定を実践レベルで修得します。

◆研修会場 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル6階)

◆実施期間 1月27日(金) 1日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者・管理者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 西野税理事務所 所長 西野 光則氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095262.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校 (TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190) までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

中小 旭川

検索

**北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の  
平成29年度の訓練生を募集しています！**

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

○ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成28年11月1日(火) ～11月20日(日)	平成28年11月21日(月) ～12月10日(土)	平成28年11月1日(火) ～11月20日(日)
試験日	平成28年11月25日(金)	平成28年12月16日(金)	平成28年12月5日(月)
受験資格	○高等学校長推薦  平成29年3月卒業見込みの方等	○学び直し若年者自己推薦  35歳未満の高校を卒業した方等  〔室蘭、苫小牧の2学院と5学院(函館、旭川、北見、帯広、釧路)の自動車整備科が対象です〕	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方(平成29年3月卒業見込みを含む)  ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	学力試験(国語、数学)  面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

○ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町3丁目1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（12-2月開講予定）のご案内【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

12-2月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備法令	札幌市	○		○		H29.1.18	H29.1.19	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H29.1.16	H29.1.25	8	30	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H29.2.1	H29.2.14	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H29.2.21	H29.2.24	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H28.12.3	H28.12.11	3	21	10
	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H29.2.20	H29.2.24	5	30	25
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H29.1.13	H29.1.14	2	12	15
	建築科	2級建築施工管理技士(建築)	稚内市		○		○	H29.1.26	H29.2.28	10	20	10
	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H29.2.6	H29.3.15	12	24	10
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H28.12.14	H29.2.20	15	30	10

## 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

### ○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

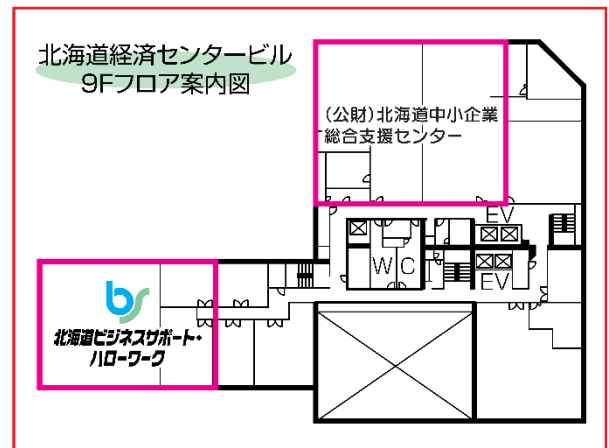
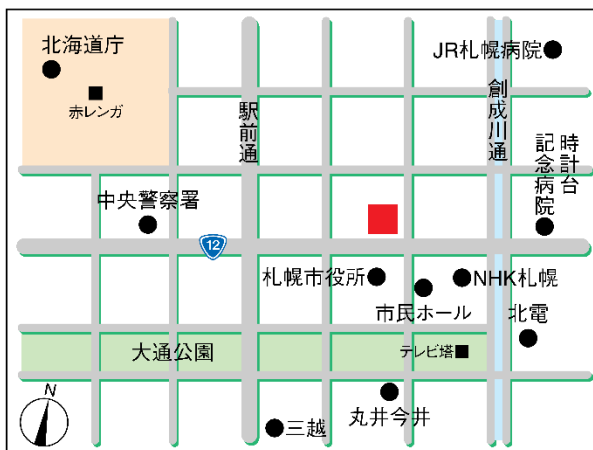
### ○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



## 平成28年台風10号に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成28年台風第10号の災害に関して、北海道の20市町村に災害救助法が適用されたことを受け、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

### ◆平成28年台風第10号に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階 (受付時間:平日 8:30~17:15)

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576

011-709-1783(直通) FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、よろず支援拠点、(独)中小企業基盤整備機構並びに全国商店街振興組合連合会にも設置され、相談を受け付けています。

また、特別相談窓口のほか以下の措置を講じています。

### ◆災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します。

### ◆セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された北海道の各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を行います。

### ◆既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

### ◆小規模企業共済災害時貸付の適用

今般の災害により被害を受けた北海道の各市町村の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

### ◆窓口一覧、各種措置の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h28typhoon10/index.htm>



## 「平成 28 年 8 月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内（北海道）

道では、平成 28 年 8 月 16 日からの大雨等(台風 7 号、9 号、10 号及び 11 号を含む)により被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るため、相談室を設置しています。

【相談室名】「平成 28 年 8 月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融相談室」

【受付時間】平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで(電話相談可)

【設置場所】

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市 8 条西 5 丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡 1 丁目 14 番 13 号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町 336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山 6 条 19 丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町 2 丁目 1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広 4 丁目 2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北 7 条西 3 丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東 3 条南 3 丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町 3 丁目 28 番地

※電話番号は、各機関の担当係(グループ)への直通番号です。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/soudan2808ooame.htm>

**BCP セミナーを開催します**  
～緊急事態に備える事業継続計画～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、自然災害等の緊急事態に遭遇した中小企業等が、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために有効な、BCP(事業継続計画)の策定を推進しています。

本セミナーでは、BCP の必要性和国による支援策のほか、実際に BCP を策定している企業の実例をご紹介します。

◆開催概要

【日時】平成 28 年 11 月 30 日（水）13:30～15:30

【場所】北海道経済産業局 第 1 会議室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階）

【対象】企業、認定支援機関、中小企業支援団体、自治体など

【定員】100 名（参加費無料）

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

◇BCP の必要性和国の支援策について（13:35～14:30）

説明者：経済産業省中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室長

◇道内中小企業による BCP 策定事例（14:30～15:10）

講師：北広島道路維持協同組合 専務理事 河村 幹雄 氏

北流システム建設(株) 専務取締役 長崎 学 氏

◇『もしもの備え』小規模企業共済制度、経営セーフティー共済制度について（15:10～15:30）

講師：(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 本部長 戸田 直隆 氏

◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161104/index.htm>

◆申込締切：平成 28 年 11 月 25 日（金）

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2575）

FAX：011-709-4138

E-mail：[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

**「海外進出知財リスク対策セミナー&個別相談会」を開催します**  
～確かな知財武装で攻めの海外進出を～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、11月7日(月)～12月6日(火)の間に道内6地域において「海外進出知財リスク対策セミナー&個別相談会」を開催します。

本セミナーは、中国をはじめアジアの知財情勢に詳しい日高賢治弁理士及びJETRO 北海道の担当者を講師に招き、海外の知財制度の概要・事例を踏まえたリスク対策を紹介します。また、海外進出や知的財産に関する個別相談会も実施します。

◆開催概要

【日時・場所】

- 帯広市：11月 7日(月) 帯広商工会議所
- 釧路市：11月 8日(火) 釧路市交流プラザさいわい
- 札幌市：11月21日(月) TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前
- 旭川市：11月22日(火) 旭川勤労者福祉会館(旭川市6条通4丁目)
- 函館市：12月 5日(月) 函館商工会議所(函館市若松町7)
- 室蘭市：12月 6日(火) 胆振地方男女平等参画センター(室蘭市東町4丁目)

【定員】 各会場 30名(参加費無料)

【対象】 海外ビジネスを展開又は検討している企業等

【主催】 経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

セミナー(13:30～15:30)

◇海外進出における知財リスクについて

講師：日高東亜国際特許事務所所長・弁理士 日高 賢治 氏

◇JETROの海外展開支援について

講師：JETRO 北海道

◇中小企業等外国出願支援補助金について(北海道経済産業局)

個別相談会(15:30～16:30)

◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161013/index.htm>

◆申込締切：各回開催前週の金曜日(定員になり次第締切)

◆申込・問い合わせ先

(有)北斗エージェンシー(セミナー事務局) 担当：郷内(ごうない)

TEL：011-747-2223 FAX：011-747-5495 E-mail：[gounai@hokutoag.jp](mailto:gounai@hokutoag.jp)

## 「全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌」の開催について

(北海道)

農林水産省(事業実施主体:株式会社JTB 西日本)では、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者とのマッチングの機会を作るため、農林漁業者等と流通業者等との商談会を開催することとし、出展者の募集を行っています。

### 【 全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌 】



#### ◆日 時

平成 29 年 2 月 2 日(木) 8:50~17:10

#### ◆場 所

ニューオータニイン札幌(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地)

#### ◆概 要

確実にバイヤーと商談できる「アポイント型個別商談」をメインとし(最大 10 商談)、展示会の場や名刺交換会もごさいます。また、当日はバイヤーからの『指名制商談会』も実施します。

#### ◆募集者数

30 社 (参加希望者が募集数を超えた場合、事務局等において総合的に判断して選定を行います。)

#### ◆出展者応募要件

- ①最終生産地又は加工地が北海道地区である商品を取扱う事業者
- ②原材料となる農林水産物の国内産の比率が概ね8割を超える商品を取扱う事業者
- ③留意事項全てに了承いただける事業者

#### ◆参加バイヤー

全国の百貨店、スーパー、小売、卸、商社、通販、ホテル等 約 20 社

#### ◆募集締切

平成 28 年 12 月 5 日(月)

#### ◆申 込

下記URLから専用フォームにてお申込みください。

<http://jtb-matching.com/japanfood2016/> ※郵送・FAX・E-mail でのお申込は受付しておりませんのでご了承願います。

### 【問い合わせ先】

全国キャラバン！食の発掘商談会 運営事務局 担当:中塚

TEL:06-7650-6216(平日 10:00~17:30) E-mail:[jtbmatching@west.jtb.jp](mailto:jtbmatching@west.jtb.jp)

北海道農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進グループ 担当:名久井 TEL:011-204-5432

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」

～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン ～

【新規】（北海道経済産業局）

冬季の省エネルギーの取組(11～3月)を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」が10月28日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの取組について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっております。

なお、当局でもオフィスの省エネルギー・節電の観点から空調管理の徹底、照度の削減等を励行しております。

◆詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/winter16/index.htm>

北海道最低賃金（地域・特定）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>786</b> 28. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>830</b> 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>900</b> 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>821</b> 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>825</b> 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
  - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
  - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
  - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～  
フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽にお電話を！)  
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

企業主導型保育事業のお知らせ（3次募集中）について

（北海道）

公益財団法人児童育成協会からのお知らせです。同協会において、企業主導型保育事業の3次募集中です。関心がありましたら、早めに相談されますようよろしくお願いいたします。

会社も、社員も、地域もうれしい

# 企業主導型保育事業

3次募集中です



※3次募集：整備費10月3日から11月11日まで、運営費11月1日から11月30日まで

こんな場合が対象です

- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営する場合※
- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営し、近隣企業と共同利用する場合※
- ・複数社で社員のための保育施設を共同で設置・運営する場合※
- ・保育サービス事業者が設置・運営する保育施設と企業が契約して利用する場合  
※保育サービス事業者への運営委託が可能です。

【地域枠】従業員枠だけでなく地域で保育を必要としている子どもが利用する地域枠を設けることもできます。  
(定員の50%以内)

こんな助成が受けられます

【整備費助成金】

- ・「基準額を基礎とした基本単価」と「実際にかかった建築費や既存建物の改修費の4分の3の額」を比較して低い方の額を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人の施設を建築する場合

・基本単価（都市部）	78,500,000円	
・設計費加算（5%）	3,925,000円	※設計費は建築の場合のみ加算
合計	82,425,000円	

整備費用としての約 8,200 万円の助成が受けられます。

【運営費助成金】

- ・認可施設とほぼ同水準の運営費を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人（乳児10人、1・2歳児15人、1日11時間開所、週7日未満開所、保育士比率50%）の場合

・乳児	190,430円×10人×12月	=22,861,600円
・1・2歳児	132,100円×15人×12月	=23,778,000円
・利用者負担相当額控除		△10,272,000円
		36,367,600円

年額約 4,000 万円の運営費が助成されます。

【お問合せ】 公益財団法人児童育成協会 TEL：03-5766-3801（平日9：30～17：30）

Eメール：syoukai@kigyounaihoiku.jp

企業主導型保育事業ポータル

【問い合わせ】 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援G(Tel011-204-5236)  
北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境G(Tel011-204-5354)

## 第10次北海道職業能力開発計画（素案）に対する意見を募集しています

【新規】（北海道）

道では、北海道の職業能力の開発に関する基本となる計画である「第10次北海道職業能力開発計画」の策定にあたり、道民の皆様の意見を計画に反映させるため、計画（素案）について、次のとおり意見を募集しています。

### ◆意見等の募集期間

平成28年11月2日（水）から平成28年12月2日（金）まで

### ◆計画（素案）等の入手方法

(1)北海道（経済部労働政策局人材育成課）のホームページに掲載

[<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/>]

(2)以下の場所での閲覧及び配布

ア 北海道経済部労働政策局人材育成課（道庁本庁舎9階）

イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

### ◆意見等の提出先及び問い合わせ先

(1)郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局人材育成課（育成企画グループ）

(2)ファクシミリ 011-232-1044

(3)電子メール keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp



## 「北の四大学ビジネスプラン発表会」を開催します【新規】（北海道）

若者や学生の創業マインドの醸成及び産学官連携による創業者育成を目的に、道内の4つの国公立大学(小樽商科大学・公立はこだて未来大学・帯広畜産大学・北見工業大学)の学生によるビジネスプラン発表会を開催します。

### ◆開催概要

【日時】平成28年12月17日(土)13:30～16:30(開場 13:00)

【場所】北海道旧本庁舎 赤れんが庁舎 2階 2号会議室(札幌市中央区北3条西6丁目)

【主催】小樽商科大学グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門、北海道信用保証協会

【共催】公立はこだて未来大学、北見工業大学、帯広畜産大学、経済産業省北海道経済産業局、(公財)北海道中小企業総合支援センター、北海道

【定員】80名(参加申込み先着順・参加費無料)

### ◆プログラム

#### <学生によるビジネスプランの発表>

・帯広畜産大学「つながるツナギのネット&ワーク～農家バイト一括管理システムの構築～」

・北見工業大学「黎 雛(KCLOSS):北見工大生活補完計画 第3章～零号版発信、工大生の工大生による工大生のための何か。～」

・公立はこだて未来大学「もえもえデジタルサイネージ 2016～もっとエモーショナルもっとエンタテイメントなキャンパスライフを～」

・小樽商科大学「OUC Navi とサイネージを合わせたビジネス展開の状況と課題」

#### <アントレプレナーシップ講座>

講演:『成功する創業者・失敗する創業者～クラウドファンディングの活用と合わせて～』

講師:株式会社 ACT NOW 代表取締役 杉山 央(ひさし)氏

#### <ビジネスプランの講評・表彰>

### ◆申込方法

参加申込書にお名前、ご所属、電話番号、E-mail アドレスを記載し、FAX(0134-27-5293)または E-mail ([cbcjimu@office.otaru-uc.ac.jp](mailto:cbcjimu@office.otaru-uc.ac.jp))によりお送りください。

※参加申込書は、チラシ(<http://office.cbc-s.otaru-uc.ac.jp> からダウンロードできます)の裏面にあります。

### ◆申込・問い合わせ先

国立大学法人小樽商科大学グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門

TEL:0134-27-5290

FAX:0134-27-5293

E-mail:[cbcjimu@office.otaru-uc.ac.jp](mailto:cbcjimu@office.otaru-uc.ac.jp)

URL:<http://office.cbc-s.otaru-uc.ac.jp>